

5月1日から

戸籍や住民票の手続き変わります

窓口での本人確認が必要に



戸籍法および住民基本台帳法が改正され、5月1日から戸籍や住民票に関する手続きが変わります。

窓口に来た方を確認します

今回の改正により、戸籍や住民票に関する届け出や各種証明書を交付する際には、どなたが窓口に来たかを確認する「本人確認」を行います。

確認の方法は運転免許証



などの提示によるもので、

官公署が発行した顔写真入りのものであれば1つ、それ以外であれば2つが必要となります。本人確認が必要なのは実際に窓口に来た方で、届け出の書類に書かれている人ではありませんので、ご注意ください（表1）。

本人が自分の戸籍や住民票をとる場合は本人確認だけで申請できますが、第三者に依頼して交付を受ける場合には、依頼された方の本人確認のほかに委任状が必要となります（表2）。

また、第三者が自分を使用する目的で他人の戸籍や住民票などをとる場合には、使用目的や提出先などが厳しく制限され、簡単に取得できなくなります。

個人情報保護にご協力を

近年、▽本人が知らない

◆表1 本人確認が必要な届け出・証明書の交付

届け出・証明書発行の種類		本人確認の方法
戸籍	婚姻届、離婚届、養子縁組届、養子離縁届、認知届	○運転免許証、写真付きの住民基本台帳カード、パスポートなど官公署が発行した顔写真付きのものは1つを提示 ○健康保険証、年金手帳、年金証書、介護保険証、住民基本台帳カード（写真なし）、写真付きの学生証、会社などの写真付き身分証明書などは2つを提示
	戸籍、除籍、改製原戸籍の謄本・抄本、戸籍の附票、戸籍の記載事項証明書などの発行	
住民票	転入届、転出届、転居届、世帯変更届など	○健康保険証、年金手帳、年金証書、介護保険証、住民基本台帳カード（写真なし）、写真付きの学生証、会社などの写真付き身分証明書などは2つを提示
	住民票の写し（全部・一部）、住民票の記載事項証明書などの発行	
身分証明書		

※運転免許証や学生証などは有効期限内のものに限ります。

◆表2 委任状や使用目的などの記入なしで交付申請できる人

証明書の種類	委任状や使用目的などの記入が不要な人
戸籍・除籍・改製原戸籍（謄本・抄本）、戸籍の附票、戸籍の記載事項証明書など	戸籍に記載されている人、その配偶者、直系親族（父母、祖父母、子、孫など）※兄弟は対象外
住民票の写し（全部・一部）、住民票の記載事項証明書など	本人または同一世帯の人
身分証明書	本人のみ

※上表以外の方が本人に頼まれて交付申請する場合は、本人確認のほかに委任状などの書類が必要です。委任状の用紙は役場住民生活課窓口や役場各支所に備え付けてあります。

うちに住所が変わらされていた▽自分で覚えがないのに住民票や戸籍などの証明書がとられていた▽などの事件が全国的に発生しています。戸籍や住民票は皆さんの個人情報に記載されている大切なものです。他人が不正に取得したり、他人が虚偽の申請をして戸籍や住民票に真実でないことが記載されたりすることを防がなければなりません。ご利用される皆さんにはお手数をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

◆問い合わせ 役場住民生活課 総合窓口担当（☎82-3111 1内線126）へどうぞ。